

(指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

ショートステイグランふく富久 運営規程

〈事業の目的〉

第1条 社会福祉法人寿美礼が開設するショートステイグランふく富久(以下、「事業所」という。)が行う指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護(以下、「短期入所サービス」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族等の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

〈運営の方針〉

第2条 事業所の従業員は、法令、規則及びこの規定に定めるところにより、適切な入所サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行い、同意を得るものとする。

2 事業の実施に当たっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族等に対し、短期入所サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行い、同意を得るものとする。

3 前項に規定する短期入所サービスの提供は、常に利用者の心身の状況を把握しつつ、個人の意思を尊重した多様なニーズに応える適切かつ質の高いサービスの提供を行うものとする。

特に、認知症の状態にある利用者に対しては、必要に応じ、その特性に対応した短期入所サービスの提供ができる体制を整えるものとする。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所(地域包括支援センター)、地域の保健・医療・福祉サービスと緊密な連携を図り、統合的なサービスの提供に努めるものとする。

〈事業所の名称〉

第3条 事業を行う事業所及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 ショートステイグランふく富久
2. 所在地 徳島県徳島市川内町富久102番地4

〈従業員の職種、員数及び職務内容〉

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名
 - ・管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
2. 医師 1名
 - ・医師は、利用者の心身の状況に応じて適切かつ妥当な健康管理、診療及び指導等

を行うものとする

- ・嘱託となる医師の場合は、他の診療所等との兼任管理を認め、定められた日時に事業所にて利用者の健康管理などを行うものとする。

3. 生活相談員 1名

- ・生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に適切に応じると共に、必要な助言、その他の支援を行うものとする。
- ・適切な短期入所サービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業所等他の機関との連携において必要な役割を果たすものとする。

4. 看護職員及び介護職員 5名以上

- ・看護職員及び介護職員は、適切な技術をもって、必要な介護の提供を行うものとする。

5. 栄養士 1名

- ・栄養士は、利用者に必要な栄養管理を行うものとする。

6. 機能訓練指導員 1名

- ・機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行うものとする。

〈利用定員〉

第5条 事業所の利用(入所)定員は、20名とする。1ユニット当たりの定員は10名とする。

〈定員の遵守〉

第6条 事業所は、災害等やむを得ない場合を除き、利用定員及び居室の定員を超えて入所利用させないものとする。

〈重要事項の説明及び利用契約〉

第7条 事業所は、短期入所サービスの提供の開始に際して、あらかじめ、利用申込者又はその家族等に対して運営規定の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書(重要事項説明書)を交付して説明を行い、当該短期入所サービス内容及び利用期間等について同意を得るものとする。

2 事業所は、短期入所サービスの提供の開始にあたり、利用申込者及びその家族等に対して指定居宅サービス利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用申込者又はその家族等と利用契約を締結するものとする。ただし、緊急を要すると事業所の管理者が認める場合においては、利用契約の締結はサービスの開始後でも差し支えないものとする。

〈短期入所サービスの開始及び終了〉

第8条 事業所は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族等の疾病、冠婚葬祭、出張等

の理由により、又は利用者の家族等の身体的及び精神的な負担の軽減を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、短期入所サービスの提供を行うものとする。

- 2 事業所は、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所（地域包括支援センター）、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との緊密な連携により、短期入所サービスの提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に福祉サービス又は保健医療サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

〈要介護・要支援認定の申請に係る援助〉

第9条 事業者は、短期入所サービスの提供の際に要介護・要支援認定を受けていない利用者について、要介護・要支援認定を受けていない利用者について、要介護・要支援認定の申請がすでに行われているかどうかを確認し、未申請の場合は、利用申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行えるよう必要な援助を行うものとする。

- 2 事業所は、要介護・要支援認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護・要支援認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

〈諸手続の代行等〉

第10条 事業所は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関などに対する手続きについて、利用者又は、その家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって当該諸手続等を行うものとする。

〈短期入所サービスの内容〉

第11条 短期入所サービスの内容は次のとおりとする。

1 介護

事業所は、利用者の自立の支援及び、日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって介護を行うものとする。

- ①事業所は、1週間に2回以上、適切な方法により利用者を入浴させ、又は清拭を行うものとする。
- ②事業所は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。また、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えるものとする。
- ③事業所は、離床、着替え、整容、口腔ケア、その他の介護を適切に行うものとする。
- ④事業所は、利用者の心身等の状況に応じて、認知能力の維持又は認知症の進行を予防するプログラムの実施、援助を行うものとする。また、若年性認知症の利用者に対しての受け入れ体制を整備するものとする。

2 食事の提供

事業所が行う食事の提供は、栄養、身体状況、嗜好を考慮し、適切な時間に行うものとする。また利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂るよう支援するものとする。

食事提供時間：朝食7:00～ 昼食12:00～ 夕食17:00～

3 相談及び援助

事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族等に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な援助を行うものとする。

4 社会生活上の便宜の提供等

事業所は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者の為のレクリエーション行事を行うものとする。また事業所は、常に利用者の家族等との連携を図るとともに、利用者とその家族等との交流等の機会を確保するものとする。

5 機能訓練

事業所は、利用者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

6 健康管理

事業所の医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を探るものとする。

7 入退所時の送迎

事業所は、利用者の入退所に際して、その心身の状態、家族等の事情等からみて送迎が必要と認められる利用者に対して、その居宅と事業所との間の送迎を行うものとする。

8 その他

日常生活を行うのに必要な日用品等の提供、貴重品の管理等、利用者の希望に応じ、また事業所としてそのサービスを実施するのが適当と判断されるサービスを提供するものとする。

〈通常の送迎の実施地域〉

第12条 通常の入所等の送迎の実施地域は、徳島市、板野郡、鳴門市、石井町、吉野川市とする。

〈サービスの取り扱い方針〉

第13条 事業所は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。

2 短期入所サービスは、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所

生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。

- 3 事業所の従業者は、短期入所サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族などに対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 4 事業所は、短期入所サービスの提供に当たっては、利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。また事業者は、前記の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 5 事業所は、自らその提供する短期入所サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

〈指定短期入所サービスの利用料その他の費用の額〉

第14条 指定短期入所生活介護の利用料その他の費用の額は、次のとおりとする。

- 1 法定代理受領サービスに該当する短期入所サービスを提供した場合の利用者の本人負担の利用料については、当該短期入所サービスに係る居宅介護サービス費用負担額から当該施設に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額とする。ただし、当該利用者が社会福祉法人の軽減制度適用者である場合は、前記金額より定められた軽減率により計算された額を控除して得た額とする。
- 2 法定代理受領サービスに該当しない短期入所サービスを提供した場合の利用者の本人負担の利用料については、当該短期入所サービスに係る居宅介護サービス費用基準額と同額とする。
- 3 前二項の利用料等のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができるものとする。

①食費：食事の提供に関する費用（食材料費及び調理費用）

朝食：321円、昼食（おやつ含む）：602円、夕食：522円

ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている者は、その認定証に記載されている金額を下記のとおり毎食ごとに分割し、食した分の支払いを受けるものとする。

食事の提供に 要する費用	通常 (第4段階等)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
朝食	321円	/	/	/	/
昼食	602円	/	/	/	/
夕食	522円	/	/	/	/
計	1,445円	300円	600円	1,000円	1,300円

②滞在費

ユニット型個室の利用者 1日当たり 2,066円

個室の滞在費は光熱水費及び室料相当額とするが、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている者は、その認定証に記載されている従来型個室(特養等)の金額とする。

滞在中に 要する費用	通常 (第4段階等)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
ユニット型個室	2,066円	880円	880円	1,370円	1,370円

③理美容料金:理髪師・美容師による出張美容サービス

理容師の出張による理髪サービス(調髪、顔剃、洗髪)・理容師の出張による美容サービス(調髪、パーマ、洗髪)を利用した場合には、下記の料金の支払いを受けるものとする。

利用料金:実費(派遣される理容院・美容院の定める金額)

④追加の電気料金(電気器具使用料)

利用者個人の持ち込む電気器具について、下記の電気料金の支払いを受けるものとする。

1点につき 50円/日

ただし、テレビ・ラジオ等の教養娯楽的な器具については、1品は滞在費に含めるものとして無料とする。

⑤特別食費:特別な食費の提供に要する費用

利用者の希望・選択などにより提供した特別な食事については、その食事を提供するのに要した費用(食材料費及び調理費用)から、通常の食事を提供する費用(食材料費及び調理費用)を控除した金額の支払いを受けるものとする。なお、その金額は前もって提示するものとする。(追加費用は別途請求するものとする。)

⑥レクリエーション、クラブ活動参加の費用(実費)

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加され、創作・手芸等において自分自身の作品を作られる場合等の材料代等については、実費の支払いを受けるものとする。

⑦複写物の作成費用

利用者又はその家族等より、短期入所サービス提供記録の複写物の作成を求められた場合については、下記費用の支払いを受けるものとする。

1枚につき 10円

⑧日常生活上必要となる諸費用(実費)

前各号に掲げるもののほか、短期入所サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活品の購入代金等利用者個人の日常生活に要する費用で、利用者が負担

することが適当であるものについては、その費用の実費の支払いを受けるものとする。ただし、当面、本人自身が希望する特別な日常生活品を除いて日常生活品費は徴収しないものとする。

- 4 事業所は、前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ支払いに同意する旨の文書（契約書）に署名（記名捺印）を受け、利用者又はその家族等に対して事前に文書で説明（請求書の交付）した上で、請求・受領を行うものとする。
- 5 事業所は、利用料その他の費用を受け取った場合は、明細を記した領収書を利用者又はその家族等に交付するものとする。
- 6 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない居宅介護サービス等の費用の支払いを受けた場合は、サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族等に交付するものとする。
- 7 短期入所サービスの利用者等は、その事業所の定める期日までに、利用料金等を現金又は金融機関口座振込み、あるいは口座引き落としにより納付するものとする。

〈サービス利用にあたっての留意事項〉

第15条 利用者は、短期入所サービスの利用に当たって、次の点に留意することとし、適切な利用に努めるものとする。

- ①利用者は、事業所の規律を守り、喧嘩、口論又は暴行等の他の入所者の迷惑となるような行為をしてはならない。
 - ②利用者は、事業所の設備及び備品の利用にあたっては、従業者の指示又は設備等の取り扱い要領に従い、適正な方法により、当該設備等を使用するとともに当該設備を破損することなく、また事故・怪我等ないよう細心の注意を払うこと。
 - ③利用者は、火気の取り扱いに十分留意すること。
 - ④利用者は、事業所の従業者に無断で、事業所より外出してはならない。
 - ⑤利用者は、事業所内において物品の販売及び宗教の布教活動などをしてはならない。
- 2 事業所は、前項第1号から第5号の禁止された行為が度重なる場合には、当該利用者の短期入所サービスの利用について、停止（退去）等の措置を行うことができるものとする。
 - 3 利用者が、第1項第1号から第5号の禁止された行為を行い、それが故意と認められる場合等において、施設、設備、他の利用者又は従業者に損失を与えた場合には、事業所はそれによって事業所に生じた損害について利用者に賠償を請求することができるものとする。

〈短期入所生活介護計画の作成〉

第16条 事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者について、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、短期入所サービスの提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の事業所従業者と協議のうえ、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサー

ビスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成するものとする。

- 2 短期入所生活介護計画は、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。
- 3 事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族等に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。
- 4 事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付するものとする。

〈外出〉

第17条 利用者が外出を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届けるものとする。

〈協力医療機関等〉

第18条 利用者の病状の急変などに備えるため、協力医療機関等を次のとおり定める。

協力医療機関：リバーサイドのぞみ病院

〈緊急時等における対応方法〉

第19条 事業所の従業者は、短期入所サービスの実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態を生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに医師に連絡を行い、その指示を得て必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、前項に指定する状況及び手当て等を行った場合には、必要によりその家族等及び主治医等必要とする連絡先に連絡・報告するものとする。
- 3 事業所は、天災その他の災害が発生した場合は、必要により利用者等の避難等の措置を講じるほか、その家族などに連絡するとともに、消防署・警察署・市町村等の必要な連絡先に通報し、その指示に従うものとする。

〈非常災害対策〉

第20条 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施することによって非常災害対策とするものとする。

- 1 消火、通報及び避難の訓練(年2回)
- 2 消防設備、事業所等の点検及び整備
- 3 従業者の火気の使用又は取り扱いに関する監督
- 4 その他防火管理上必要な業務

〈衛生管理等〉

第21条 事業所は、利用者の使用する食器その他設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に

行うものとする。

- 2 事業所は、感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、従業者に対して感染症等に関する基礎知識等の研修を行うとともに、年2回以上の健康診断を受診させ、清潔の保持及び健康管理に努めるものとする。

〈個人情報(秘密)保持等〉

第22条 事業所の従業者は、業務上知りえた利用者又はその家族等の個人情報(秘密)を正当な理由なく漏らすことなく、保持するものとする。

- 2 事業所は、従業者及び従業員であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族等の個人情報(秘密)を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの個人情報(秘密)を保持すべき旨を従業者及び従業員との雇用契約の内容とするものとする。
- 3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報(秘密)を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報(秘密)を用いる場合は当該家族等の同意を、あらかじめ文書にて得るものとする。

〈居宅介護支援事業者等に対する利益供与の禁止〉

第23条 事業所及びその従業者は、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所(地域包括支援センター)、又はその従業者に対し、その利用者に対して事業所を利用させ、あるいは紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与することはしてはならない。

〈苦情処理〉

第24条 事業所は、その提供した短期入所サービスに関する利用者及びその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置等のほか必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業所は、提供した短期入所サービスに監視、介護保険法(以下「法」という。)第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。
- 5 法第176条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って、必要な改善を行うものとする。
- 6 事業所は、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民

健康保険団体連合会に報告するものとする。

- 7 事業所は、その運営に当たっては、提供した短期入所サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他市町村が実施する事業に協力するように努めるものとする。

〈事故防止及び事故発生時の対応〉

第25条 事業所は、あらゆる事故のケースを想定した万全の体制を整えるものとする。万一、事故が発生した場合は、迅速かつ誠意をもって必要な措置を講じるとともに、当該利用者の家族等、市町村等の必要とする連絡先に連絡を行うものとする。また、事故が起こった場合には、その事故の状況及び事故に際して採った処置を記録し、事故原因の解明と再発防止に努めるものとする。

〈虐待防止に関する事項〉

第26条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずる。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報しなければならない。

〈身体拘束等の禁止〉

第27条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。

- 2 やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、当該身体拘束等が必要な理由、その態様、時間、その他必要な事項について利用者又はその家族に対して説明した上で、文書によりその同意を得る。
- 3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 委員会を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のために指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他職員に対し、身体的拘束等の適正化のために研修を定期的実施すること。

〈業務継続計画の策定等〉

第28条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所サービスの

提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

〈損害賠償〉

第29条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

〈利用者に関する市町村への通知〉

第30条 事業所は、利用者が正当な理由なく短期入所サービスの利用に関する指示に従わずに要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、あるいは偽りや不正な行為によって保険給付を受けた、あるいは受けようとしたときは、市町村に対して、意見を付してその旨を通知するものとする。

〈記録の整備〉

第31条 事業所は、利用者に対する短期入所サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日より5年間保存するものとする。

- (1)短期入所生活介護
- (2)提供した短期入所サービスの具体的な内容
- (3)身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由
- (4)第24条の苦情の内容等の記録
- (5)第25条の事故の状況及び事故に際して採った処置の記録
- (6)第27条の市町村への通知に係る記録

〈その他運営に関する重要事項〉

第32条 事業所は、従業員の資質向上を図るための年一回以上の研修の機会を設け、業務体制を整備するものとする。

- 2 事業所は、この事業を行うため、従業員、設備、備品、会計に関する記録を整備するものとする。
- 3 事業所は、事業所内の見やすい場所に、運営規定の概要、指定短期入所生活介護従業員等

の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

- 4 事業所の従業者は、利用者及びその家族等より利用料その他費用の受領以外において、金品等について授受及び貸借を行ってはならない。
- 5 事業所の従業者は、利用者に対して物品の販売及び宗教の布教活動などをしてはならない。
- 6 事業所は、短期入所サービスの利用申し込みに対して、正当な理由なく提供を拒んではならない。
- 7 事業所は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し、自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講ずることとする。

〈定めなき事項について〉

第33条 この規定に定める事項のほか、運営及び従業者に関する事項については、介護保険法及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等を遵守することを基本として、開設者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規定は、平成28年8月1日から施行する。
この規程は、平成31年3月9日から施行する。
この規程は、令和1年10月1日から施行する。
この規定は、令和3年4月1日から施行する。
この規程は、令和6年9月1日から施行する。